

いじめの定義

学校に在籍する児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（ネット上のいじめを含む）であり、対象者が心身の苦痛を感じているもの

いじめ防止等に対する基本的な考え方

①いじめは、いかなる理由があろうとも、絶対に許されない行為です。

②いじめは「どの子にも、どこでも起こりうる」という前提に立ち、特定の児童だけでなくすべての子どもに向けた対応を行います。

③被害を受けた子どもの心身の深い傷を理解し、加害児や周囲の子どもたちがその痛みに関心し、相手を理解しようとする姿勢を育みます。

④いじめが重大化、深刻化するほど、解決や対応が困難になるため、問題が発生する前の「未然防止」を最も重要視します。

⑤学校・家庭・地域が連携し、心の通い合う温かな人間関係の中でいじめに向かわない子どもを育てます。

いじめの未然防止のための日常の取り組み

1 魅力ある授業・学級・学校づくり

・「わかる・できる・楽しい」という思いが持てる授業や安心できる、居場所がある学級づくりを行う。

2 豊かな心が育つ取組

・あいさつ運動を推進する。

・基本的な生活習慣を確立するための「三小のやくそく」を守るため、「かしこく」行動する。

・「さん」づけや相手の気持ちを考えた言葉遣いを指導する。

・児童会活動や学校行事など特別活動における共感的な人間関係づくりを行う。

3 共感的な人間関係の醸成

・たてわり活動や学校、学年行事など子どもが活躍し、役に立っていると感じ取ることでできる機会を提供し、自己有用感や自己肯定感が高まるように努める。

・SELを活用して、安心して自分らしさを発揮できる学級集団を作る

4 全ての教育活動を通した指導

・学期の終わりに自分の生活について振り返る機会をつくり、これからの生活へ生かしていけるように指導を行う。

「いじめ・不登校対策委員会」の設置と学校としての取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

○日常における児童の兆候を把握する。（担任・全教職員）

○養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

○いじめの判断は、教員一人ではない。（学年主任、生徒指導主任等への報告・協議）

○校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。

○情報の提供者に配慮する。

関係生徒からの事実の確認

●複数の教員で対応し、個別に話を聞く。

●共感的に聞き、事実を確実に確かむ。

対応方針の決定【いじめ等対策委員会】

○いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。

○学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。

○決定した対応方針を職員間で共通理解する。

いじめられた児童、保護者への援助

○保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。

○解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。

○カウンセラーと連携し、支援を行う。

他の児童への指導

○新たないじめを防止するための指導を行う。

○傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

いじめの解消に向けて

○継続指導・指導の見直し、三カ月以上の経過観察 → 校長がいじめ解消の確認

保護者との密な連絡

関係機関との連携

◇沼津市教育委員会

◇警察

◇少年サポートセンター

◇児童相談所

◇青少年教育センター

◇民生委員

◇主任児童員

◇コミュニティースクール

◇PTA

いじめを早期発見するための取り組み

1 全教職員による観察

・授業だけでなく、休み時間や登下校の様子など、様々な場面に寄り添います。また担任だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、多様な相談の窓口を用意し、相談しやすい環境作りに励みます。

2 校内連携体制の充実

・児童理解研修を実施すると共に、一人ひとりの子どもをたくさんの職員が目で見守り、職員間の共通理解を図る。

・校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、関係職員（スクールカウンセラー等）が集まり、指導の方針や具体的な対応を検討する。

・決定した方針を職員全体で共通理解し、対応する。

3 アンケート調査等の実施や保護者との連携

・学期1回生活アンケートを行い、それをもとに面談を行う。

・学級集団と子ども一人ひとり個人との関係を把握し、個に応じた指導に生かす。

・全家庭と教育相談を行い、保護者と丁寧に連絡を取り合う中で、いじめを見逃さず早期に対応する。また、必要に応じて随時家庭訪問を行う。

対策 委員会	市 アンケート	学校 アンケート	個人 面談等	関連する取組
・校内いじめ 対策委員会① ・校内いじめ 対策委員会②		第1回 6月下旬	校内アンケート 実施後 7月教育相談	・年間計画をもとに、「学校いじめ防止基本方針」を見直し、職員会議で検討後、ホームページを更新する。 ・SEL強化週間（学期始め4/8～） ・主任会、職員会議および打ち合わせで、随時情報共有する。
・校内いじめ 対策委員会③	沼津市いじめ アンケート (10月中旬、校内 第2回を兼ねる)		市アンケート 実施後	・SEL強化週間（学期始め8/31～） ・各学級の実態に合わせ、沼津市いじめアンケートの前後(結果をもとに話をする場合はアンケート後)に話をする。 ・主任会、職員会議および打ち合わせで、随時情報共有する。
・校内いじめ 対策委員会④		第3回 2月上旬	校内アンケート 実施後	・SEL強化週間（学期始め1/7～） ・主任会、職員会議および打ち合わせで、随時情報共有する。 ・次年度の年間計画を作成する。 ・年間の取り組みを評価する。
【いじめに関する研修】				
実施日：4/23(月)		内容：本校の実態(R7)と情報共有、県 Web ページ等活用できる資料の紹介		